卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要

＊学則第 24 条（卒業）と履修規定第 20 条（卒業）において、卒業認定を規定している。

学則第 24 条（卒業）
第 24 条　学校長は、第 17 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を
経て、卒業を認定する。
2　学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

履修規定第 20 条（卒業）
第 20 条　　本学校に３年以上在学し、所定の全授業科目の単位修得の認定を受けた者については、学校運営会議の議を経て、学校長が卒業を認定する。
2　最終学年の終了時において、履修の認定をうけていない科目があった場合は卒業を認めず、原級にとどめることがある。